

県央・林業部トピックス（4月号）

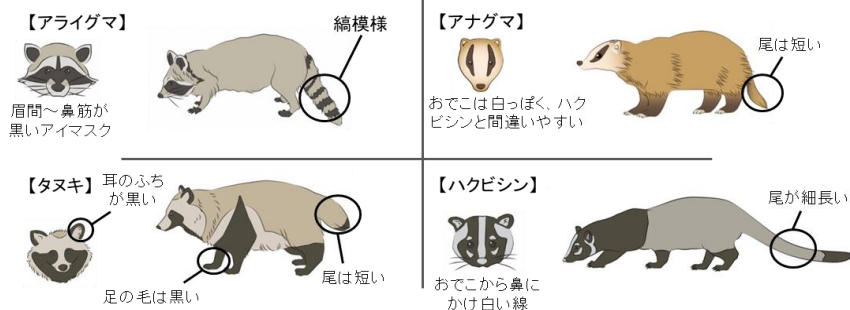
特定外来生物講習会

令和6年4月8日（月）に、邑南町主催の特定外来生物捕獲講習会と有害鳥獣捕獲補助員講習会が行われました。邑南町では狩猟免許をもっていない場合でも、本講習会を受講し捕獲従事者証を受け取れば、特定外来生物であるアライグマとヌートリアに限り捕獲が可能になります。

今年度も鳥獣専門指導員が講師となり、特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアの生態と防除対策、鳥獣の捕獲に関する法律について説明がありました。

アライグマは令和3年度以降、羽須美地域を中心に目撃・被害・捕獲が増えている状況で、昨年は町内で4頭の捕獲報告がありました。民家侵入などの生活被害の懸念も多いため、営農者以外の方も受講をされ、メモを取りながら意欲的に講習会へ参加をされていました。

アライグマやヌートリアが増加した地域では農業被害・生活被害・生態系のかく乱など様々な問題が発生しています。従事者となった方たちが防除対策に取り組み、個体数の増加・分布拡大等による被害深刻化の未然防止が期待されます。



アライグマと間違われやすい動物（講習会スライド）



講習会の状況



家の柱に登るアライグマ（講習会スライド）